

最低登録資本金要件の撤廃について

2017年11月18日

One Asia Lawyers ラオス事務所

藪本 雄登

内野 里美

1. 一般事業における最低登録資本金について

旧投資奨励法では、「一般事業における外国人投資家の最低登録資本金は10億キープ以上（約1,500万円以上）」であると規定されていました。今年4月に新投資奨励法（2017年4月19日）が施行され、一般事業における最低登録資本金要件が撤廃され、投資が優遇される9分野の業種に対してのみ、12億キープ以上（約1,700万円）の最低資本金が定められていました（詳細は、2017年5月8日「ラオス新投資奨励法の施行」をご覧ください）。



しかしながら、改正後は最低登録資本金の規定がなくなったにも関わらず、実務的には、当要件は撤廃されず旧投資奨励法の規定がそのまま利用されている状況にありました。

2. 外国人投資家の最低登録資本金要件の解除についての通達

2017年11月7日に正式に商工業省より、「投資奨励法改定に伴う外国人最低登録資本金要件の解除」に関する通知が発行されたことにより、実務的に外国人投資家に強制的に課せられていた10億キープ以上の最低資本金要件は、撤廃されました。通達の詳細な内容は、以下仮訳をご参照ください。

但し、特定の分野において、別途登録最低資本金が規定されている場合は、適用されませんので、注意が必要です（例えば、卸売・小売業においては、外国人投資家は40億キープ以上の登録資本金が必要であることが、卸売り・小売に関する商工大臣合意（2015年5月22日付）で定められています）。

同通達は、2017年11月17日より施行されています。企業登録申請書を提出したすべての外国人投資家による申請に適用されますが、まだ企業登録が完了していないものに限りますので注意が必要です。

3. 新投資奨励法実施に関する細則について

計画投資省法務局によると、2017年11月18日時点では、新投資奨励法を履行するためのガイドラインや首相令（2011年4月20日付「投資奨励法実施に関する首相令（No119）」）の改正版を発行する予定はなく、このように、個別に細則や通達が出されることが予想されますので、今後発行される規定に注視する必要があります。

(仮訳)

ラオス人民民主共和国

平和 独立 民主主義 統一 繁栄

商工業省
事務局

第 2633 号/OIC.DRCC

首都ビエンチャン、2017 年 11 月 7 日付

- 県・ビエンチャン商工局宛
 - 郡商工局宛
 - 投資家（国内及び国外）及びラオス国民宛
- : 外国人投資家の最低登録資本金要件の解除について

2016 年 11 月 17 日付国民議会合意による改正投資奨励法（No14）の条文に基づき、郡商工事務所（商工業省）は、以下のことを各関係者に周知、厳格に従うことを通知する。

- 1) 企業登録における外国人投資家に対する最低登録資本金の必須要件を同通知の署名日以降、撤廃する。但し、その分野において、別途最低登録資本金が定められている場合は除く。
- 2) 上記 1) に従った要件撤廃は、企業登録申請書を提出したすべての外国人投資家による申請に適用されるが、まだ企業登録が完了していないものに限る。但し、現在申請中で登録資本金の変更申請を望まない外国人投資家は除く。
- 3) 企業登録において問題が生じた場合は、企業管理登録課に指示を仰ぐこと。

厳守、周知されることを通知する

商工業省事務局長

バーンサティ・テープパウオン

送付先 - 商工業局長

- 計画投資省投資奨励局
 - 各商工業局、事務所等
-

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal